

知的財産管理技能検定 3 級テキスト (2010 年 7 月 1 日第 1 版第 1 刷発行)

に関する平成 23 年度法改正に伴う記述変更について

●P40

「2. 新規性喪失の例外とは」

その 1～その 5

その 1：特許を受ける権利を有する者の意に反して、出願前に発明が新規性を失ってしまった場合（特許法 30 条 1 項）

その 2：特許を受ける権利を有する者の行為に起因して、出願前に発明が新規性を失ってしまった場合（特許法 30 条 2 項）

※発明、実用新案、意匠又は商標に関する公報に掲載されたことにより新規性を失ってしまった場合は除かれます。

※平成 23 年度法改正によって、新規性喪失の例外適用対象となる公開態様の範囲が大幅に広がりました。

●P43

(1) 参考条文

条文変更

特許法 30 条 1 項

特許を受ける権利を有する者の意に反して第 29 条 1 項各号のいずれかに該当するに至った発明は、その該当するに至った日から 6 月以内にその者がした特許出願に係る発明についての同条 1 項及び 2 項の規定の適用については、同条 1 項各号のいずれかに該当するに至らなかったものとみなす。

特許法 30 条 2 項

特許を受ける権利を有する者の行為に起因して第 29 条 1 項各号のいずれかに該当するに至った発明（発明、実用新案、意匠又は商標に関する公報に掲載されたことにより同項各号のいずれかに該当するに至ったものを除く。）も、その該当するに至った日から 6 月以内にその者がした特許出願に係る発明についての同条 1 項及び 2 項の規定の適用については、前項と同様とする。

特許法 30 条 3 項

前項の規定の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面を特許出願と同時に特許庁長官に提出し、かつ、第 29 条 1 項各号のいずれかに該当するに

至った発明が前項の規定の適用を受けることができる発明であることを証明する書面を特許出願の日から30日以内に特許庁長官に提出しなければならない。

●P75

(1) 「4. 実施権の設定や許諾について」

3行目～5行目

一方、通常実施権の許諾は、登録をしなくても効力は生じますが、登録をしないと第三者に対抗することができません（第三者対抗要件）。

一方、通常実施権の許諾は、登録をしなくても効力が生じ、その効力は、例えば、通常実施権の発生後に特許権が第三者に移転されたとしても、その第三者に対して有効なものとされています。

(2) 外欄コメント

「第三者に対抗できる」とは？ 登録をしていれば、例えば、その後に、特許権が他人に移転されたとしても、その他人に対して通常実施権を有している旨を主張できるということです。

平成23年度法改正によって、通常実施権の許諾について登録を必要とせず、特許権の移転先等の第三者に対して通常実施権を対抗できる制度が導入されました。

(3) 参考条文

条文変更

特許法99条1項

通常実施権は、その発生後にその特許権若しくは専用実施権又はその特許権についての専用実施権を取得した者に対しても、その効力を有する。

●P70

(1) 外欄コメント

所定の要件を満たしている者は第1年から第3年までの各年分の特許料の軽減等の措置を受けることができるようになっています。

所定の要件を満たしている者は第1年から第10年までの各年分の特許料の軽減等の措置を受けることができるようになっていきます。

●P112

(1) 「2. 新規性喪失の例外とは」

その1～その2

その1：意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して、出願前に新規性を失ってしまった意匠

※発明、実用新案、意匠又は商標に関する公報に掲載されたことにより新規性を失ってしまった意匠は除かれます。

その2：意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して、出願前に新規性を失ってしまった意匠

(2) 7行目～

平成23年度法改正によって、特許法に規定する新規性喪失の例外適用対象となる公開態様の範囲が大幅に広がりました。また、意匠法において、特許法と同様に、発明、実用新案、意匠又は商標に関する公報に掲載されて新規性を喪失した意匠は、適用対象とならないことが明文化されました。

●P113

(1) 参考条文

条文変更

意匠法4条2項

意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して第3条1項1号又は2号に該当するに至った意匠（発明、実用新案、意匠又は商標に関する公報に掲載されたことにより同条1項1号又は2号に該当するに至ったものを除く。）も、その該当するに至った日から6月以内にその者がした意匠登録出願に係る意匠についての同条1項及び2項の規定の適用については、前項と同様とする。

●P140

(1)

(8) 4条1項13号

平成23年度法改正により、商標法4条1項13号は、削除されました。
商品等のライフサイクル短縮化や、特許庁における審査期間の短縮化が進んでいることから、商標権の消滅後1年間、他人の登録を認めないと何らかの弊害が生じる可能性があるとして、今回の改正に踏み切りました。

● P 143

(1) 参考条文

条文削除

4条1項13号